

独立行政法人国立病院機構東尾張病院 訪問看護ステーションまめなし運営規程

(事業の目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構が開設する独立行政法人国立病院機構東尾張病院 訪問看護ステーションまめなし(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある要介護者(要支援者)(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 独立行政法人国立病院機構東尾張病院 訪問看護ステーションまめなし
- ② 所在地 愛知県名古屋市守山区大森北二丁目1301番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	経験のある看護師	1		
看護職員	看護師	3 以上		
	准看護師			
作業療法士	作業療法士	1 以上		病院業務と兼務

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護職員等(准看護師除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護

- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、往復1キロメートル当たり(1キロメートル未満切り上げ) 30円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、名古屋市守山区、北区、東区、千種区、名東区、春日井市、尾張旭市、長久手市、瀬戸市(ただし、西白坂町、中白坂町、北白坂町、東白坂町、南白坂町、北丘町、広之田町、岩屋町、上品野町、白岩町、片草町、上半田川町、下半田川町を除く)を区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、指定訪問看護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、その完結から5年間保存するものとする。

2 職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は独立行政法人国立病院機構とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。